

市・県民税(個人住民税)の

改正点

をお知らせします

問／課税課 内2233 ☎463-2852~3

平成23年度の税制改正による市・県民税(個人住民税)の主な改正点

● 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の延長

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率が2年延長され、平成26年1月から20%の本則税率となります。

● 非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

(平成26年分所得税、平成27年度個人住民税から適用されます。)

非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、上場株式等の配当・譲渡所得に係る10%軽減税率の2年延長に伴い、施行日が2年延長されました。

● 寄附金控除の見直し

(平成24年度個人住民税から適用されます。)

平成23年1月1日以後に支出した寄附金について、個人住民税の寄附金控除の適用下限額が2,000円に引き下げられました。(改正前:5,000円)

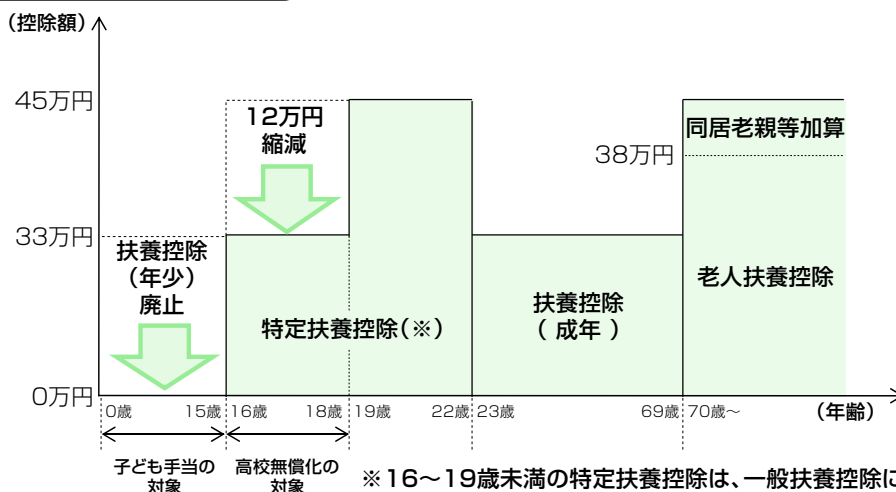
平成24年度 市・県民税(個人住民税)から適用となる主な改正点 (平成22年度税制改正分)

● 扶養控除の見直し

- (1) 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除(所得税38万円、個人住民税33万円)は廃止されます。
- (2) 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る上乗せ部分(所得税25万円、個人住民税12万円)が廃止され、扶養控除の額は所得税38万円、個人住民税33万円になります。

※なお、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除(所得税63万円、個人住民税45万円)、23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除(所得税38万円、個人住民税33万円)および70歳以上の扶養親族に係る老人扶養控除(所得税48万円、個人住民税38万円)、同居老親加算(所得税10万円、個人住民税7万円)については現行どおりです。

個人住民税の扶養控除全体像



※市・県民税(個人住民税)の非課税限度額等の算定に必要なになりますので、必ず扶養親族(0~15歳まで)の申告をお願いします。

● 同居特別障害者加算の特例の改組

控除配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合において、配偶者控除又は扶養控除の額に所得税35万円、個人住民税23万円を加算する措置がとられていましたが、年少扶養に対する扶養控除の廃止に伴い、特別障害者に対する障害者控除額にそれぞれ加算する措置に改められます。

税務署からのお知らせ

☎ 朝霞税務署 ☎ 467-2211

～公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度の創設について～

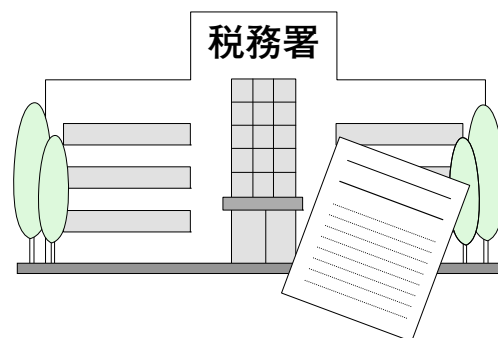
平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※上記に該当する方であっても、例えば医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができます。

※上記に該当する方であっても、例えば上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※上記に該当する方であっても、住民税の申告は必要です。



東日本大震災に関するお知らせ

東日本大震災により被害を受けた方へ

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付になる場合があります。その他、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

住宅借入金等特別控除の特例（住宅ローン控除の特例）

この震災により、住宅借入金等特別控除の特例の適用対象となっていた住宅に居住できなくなった場合でも、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの控除期間について、引き続き適用を受けることができます。また、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けていた方は、引き続き年末調整で住宅借入金等特別控除を受けることができます。

東日本大震災における雑損控除の特例が創設されました

この震災により、被害を受けた方が確定申告で雑損控除を受ける場合、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、軽減などの措置を受けることができます。また、損失を繰り越す場合の繰越控除をできる期間が3年から5年に延長されました。

「雑損控除」を受ける場合、災害に関連してやむをえない支出をした金額についての領収書を添付するか提示する必要がありますので、大切に保管してください。

くわしくは税務署にお問い合わせいただくか、国税局ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

あなたの「寄附金」が被災地の支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は、「寄附金」として所得税・住民税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「寄附金」として控除が受けられます。詳しくは総務省の東日本大震災関連情報ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)をご覧ください。

